

緑のまちづくり活動支援基金（仮称）

緑化推進専門部会説明資料

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設の背景と効果 | 1 |
| 1. 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設の背景 | 2 |
| 2. 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設 | 4 |
| (1) 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」の創設 | 4 |
| (2) これまで緑化等事業の再編による支援制度の方向性 | 5 |
| 3. 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設の効果 | 9 |
| (1) 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設の市民、行政への効果 | 9 |
| (2) 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設による緑化創出の効果 | 10 |
| 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」による支援制度の概要 | 11 |
| 1. 助成対象者、活動 | 12 |
| (1) 助成対象 | 12 |
| (2) 助成の対象となる活動 | 12 |
| (3) 助成対象となる事業経費 | 12 |
| (4) 助成対象となる事業期間 | 12 |
| 2. 助成内容及び助成部門 | 12 |
| 3. 申請時の審査 | 15 |
| (1) 緑のまちづくり活動支援基金（仮称）委員会 | 15 |
| (2) 審査方法 / 審査基準 | 15 |
| (3) 交付決定、助成金の給付 | 16 |
| (4) 報告 | 17 |
| (5) その他（助成金の返還、罰則） | 18 |
| 4. 助成スケジュール及び助成金受付の流れ | 19 |
| 他都市における事例 | 20 |

「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設の 背景と効果

1. 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設の背景

これまでの緑化などの施策に対する市民の評価

緑の豊かさに対する市民の評価は高い

秋田市では、これまで都市公園や街路樹の整備などの取り組みをはじめ、日本海中部地震のブロック塀などの倒壊等の教訓から、より安全で緑豊かなまちづくりの一環として生垣を造成する市民に対して苗木の交付、町内会などへ公園に植える花苗の交付やプランターの貸出、市民から応募した花のあるまちづくり協力員による千秋公園、大森山公園等の公園花壇の手入れを行い、緑豊かなまちづくりに向けて一定の効果을上げてきました。

この結果、平成17年に行われた「秋田市しあわせづくり市民意識調査」において、「公園や緑地、街路樹などの緑の豊かさ」に対して、「よい」「どちらかといえばよい」と回答した市民は42.6%に上り、環境、教育などの掲げた30分野中2番目に高い評価を得ています。

緑化等に関わる秋田市政の動き（第11次秋田市総合計画より）

重点・横断的テーマの実現

秋田市では今後10年間の市政及びまちづくりの基本的方向性を定める第11次総合計画において、「市民協働・都市内地域分権」、「受益と負担の適正化」を、分野別に進められる各種施策の重点・横断的テーマとして掲げ、この視点による施策を展開しています。

最重要課題の実現

地域に身近な緑や公園は、周辺住民の集いの場として、子供達の遊び場として、また、地域の防災上の拠点として機能するものです。また、都市緑化活動を通じた協働作業により、コミュニティの再生、新たな形成などが期待されます。

秋田市における最重要課題として、「家族と地域、人の絆づくり」を掲げており、公園や緑地、さらにこれに関わる緑化活動等による絆づくりのための役割を担っています。

事業の見直し・縮減及び事業の再編の必要性

「受益と負担の適正化」の視点から、既往事業の見直しを含めた、市民ニーズ、社会ニーズに応じた事業の再編が求められています。

新たな市民ニーズ

市民発意による緑化活動に対する支援体制づくりへの要請

新屋湧水地における市民による広場整備、新城川における市民の手による桜の植栽など、市民の発意による緑化等の活動が秋田市において進められています。

しかしながら、現行の秋田市における緑化活動等の事業においては、これらの活動に対する支援を行う体制や機動的で柔軟な制度が整備されていないのが現状です。

今後高まりつつある市民発意による新たな緑化や広場づくりなどに対する支援が可能な制度設計が求められています。

以上のような秋田市における緑化等事業を取り巻く社会背景に基づき、現在の緑に対する満足度を維持しつつ、多様化する市民による都市緑化への取り組みを支援できる制度の創出が求められます。

- ・ **緑に対する市民の満足度を維持しつつ、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を効率的に実現する仕組みを構築する必要があります。**
- ・ **多様化する市民による都市緑化事業の取り組みを支援できる、わかりやすい制度として再編する必要があります。**

2. 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設

(1) 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」の創設

これまでの市民とともにやってきた花苗、苗木の交付や広場づくりなど市民協働による緑化活動に対する、新しい都市緑化支援制度として「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」を創設します。

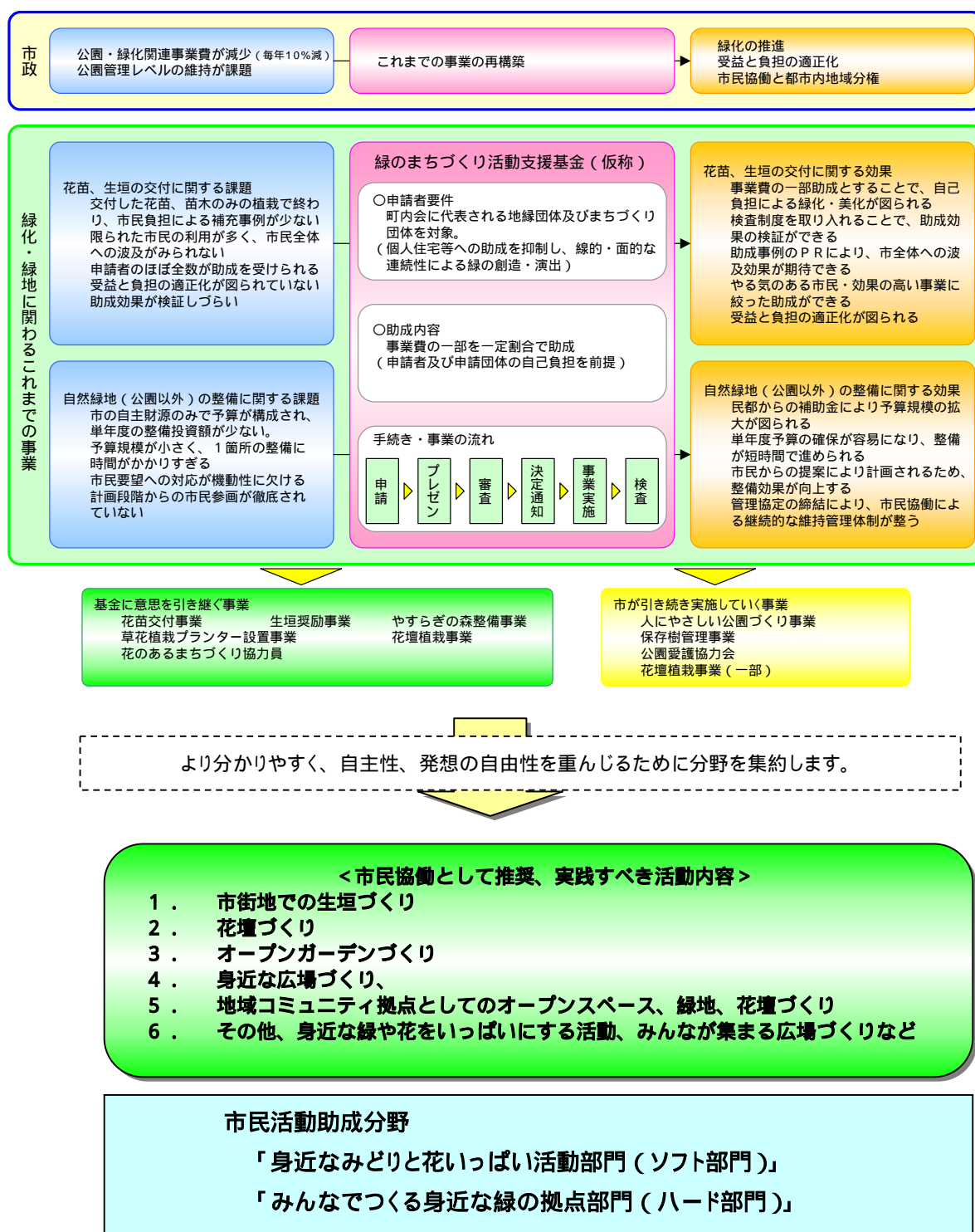
この基金では、市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援します。これにより、市民の都市緑化活動に対する機動的な支援を可能にします。

基金は、市からの資金拠出とあわせて、市民・企業などから幅広く資金を調達し、基金を造成します。さらに、（財）民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド支援制度」を活用し、所要額を確保します。



(2)これまで緑化等事業の再編による支援制度の方向性

これまでの市民とともにやってきた花苗、苗木の交付などの事業について、市民に対してわかりやすく、発想の自由性を重んじるために、助成分野をソフト部門とハード部門の2つに再編します。



既往個別事業ごとの基金への対応

生垣奨励交付事業、花のあるまちづくり事業など市民とともにやってきた緑化等事業の現在の課題と「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」への展開について、下表に整理します。

既往事業の再編と緑のまちづくり活動支援基金（仮称）への移行

| 基金に意思を引き継ぐ事業 | 現行事業名 | 基金での対応（対応する助成の要件と助成率） | 期待される効果 |
|--------------|-------------------------|--|--|
| | 花苗交付事業 | 《要件》個人あるいは団体 《助成率》総購入費の50%、上限を2万円とする | やる気のある市民・効果の高い事業に絞った助成ができる 事業費の一部助成とすることで、自己負担による緑化・美化が図られる 検査制度を取り入れることで、助成効果の検証ができる 助成事例のPRにより、市全体への波及効果が期待できる 受益と負担の適正化が図られる |
| | 生垣奨励事業 | 《要件》個人あるいは団体 《助成率》総事業費の50%、上限を10万円とする 事業費は苗木購入費、生け垣造成費、ブロック撤去費 | 予算規模が拡大 予算規模の拡大により整備の時間短縮 市民発意の計画により、整備効果向上 管理計画の策定と市民協働により、継続的な利用と維持管理コストの縮減 |
| | 草花植栽プランター設置事業 | 《要件》団体（地縁団体、まちづくり団体、商店街等） 《助成率》総購入費の50%、上限を10万円とする | 本事業は「花のあるまちづくり協力員」を募集し、市内各所の花壇への植栽及び管理を行う事業である。事業費の多くは、協力員への資金として使われている。 協力員制度を廃止 し、ボランティアの奨励を検討する。これにより、市民の“気づき”づくりも促進される。 |
| | やすらぎの森整備事業 | 《要件》団体（地縁団体、まちづくり団体等） 《助成率》事業費の50%、上限500万円 但し、事業費に用地買収費は含まない。 《特記事項》事業実施後の管理運営計画を策定し、提案者が維持管理を実施すること。 | 山王大通り中央分離帯への植栽は、交通量が多く危険であり、これまでと同様に 市が実施 する。中央通り、アトリオン前、山王带状緑地、ハミングバードでの、プランター、花壇への植栽などを市で行ってきたが、これを廃止し、 事業の意志を基金へ引き継ぐ ものとする。 |
| | 花のあるまちづくり協力員 | | 事業の内容と今後の方向性 |
| | 花壇植栽事業 (一部市の事業として実施) | | これらの事業は公園の維持管理や保存樹の管理など、安全管理に重点が置かれた事業である。そのため、基金への移行はふさわしくないと考えられるため、今後も継続的に市が事業を行うものとする。特に都市公園の管理については、法律により定められているものであり、基金への移行は不可能である。 但し、事業の内容については、適宜見直しを図り、事業の質、効率を高めることに努めることとする。 保存樹については、 樹木診断 などを実施するが、制度上の課題などについての対応検討が求められている。 |
| 市が引き続き実施する事業 | 現行事業名 | 事業の内容と今後の方向性 | |
| | 人にやさしい公園づくり事業 | | |
| | 保存樹管理事業 | | |
| 公園愛護協力会 | | | |

新たな助成制度における既往事業対応

1) 広報の充実

新たな助成制度については、これまでの限定的な花苗の交付から、市民等の自主性を重んじて、あくまでも市民の自主性に基づく緑化活動に対して、これを支援する視点によることとなります。これまで交付や花壇整備などを行政が行うことを当然としてきたものから、市民の発意に基づく市民協働によるものへと転換することから、既往交付・花壇の整備等を行ってきた団体への十分な事前説明が求められます。

このため、広報およびチラシ等による情報伝達を行います。

2) 推奨、奨励種による指導

生垣奨励苗木交付事業、花のあるまちづくり事業では、秋田市が苗木、花苗などを交付してきたことから、秋田市らしい緑化の創出を誘導するため、秋田市が目指す樹木、花を提供しています。

このため、基金創設により、住民の自主的な提案により実行する中で、推奨、奨励すべき種を設定し、基金審査における特記事項の記載、申請マニュアル内にて、これを周知します。

3) 市民提案に関する指導

市民の自主性による提案のため、周辺の緑との整合性などが懸念されます。

このため、申請時における土地所有者、管理者との協議などを通じた周辺の緑との整合性確保を審査項目とします。

3. 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設の効果

(1) 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設の市民、行政への効果

「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」の創設により、都市緑化制度がわかりやすくなり、市民の都市緑化活動を機動的に支援できます。受益と負担の適正化や、事業審査会により事業の透明性が確保され、事業効果等も把握しやすくなります。

市民の視点及び行政の立場からその効果をまとめると以下のようになります。

市民から見た効果（自由度、やる気が支援される）

「やる気のある」人やグループが支援される。
新しい仲間同士での活動ができる。
緑化の支援内容がわかりやすくなる。
一定の制約はあるものの、自由な発想で提案できる。
身近に緑や広場が短期間で増える。

行政の立場での効果

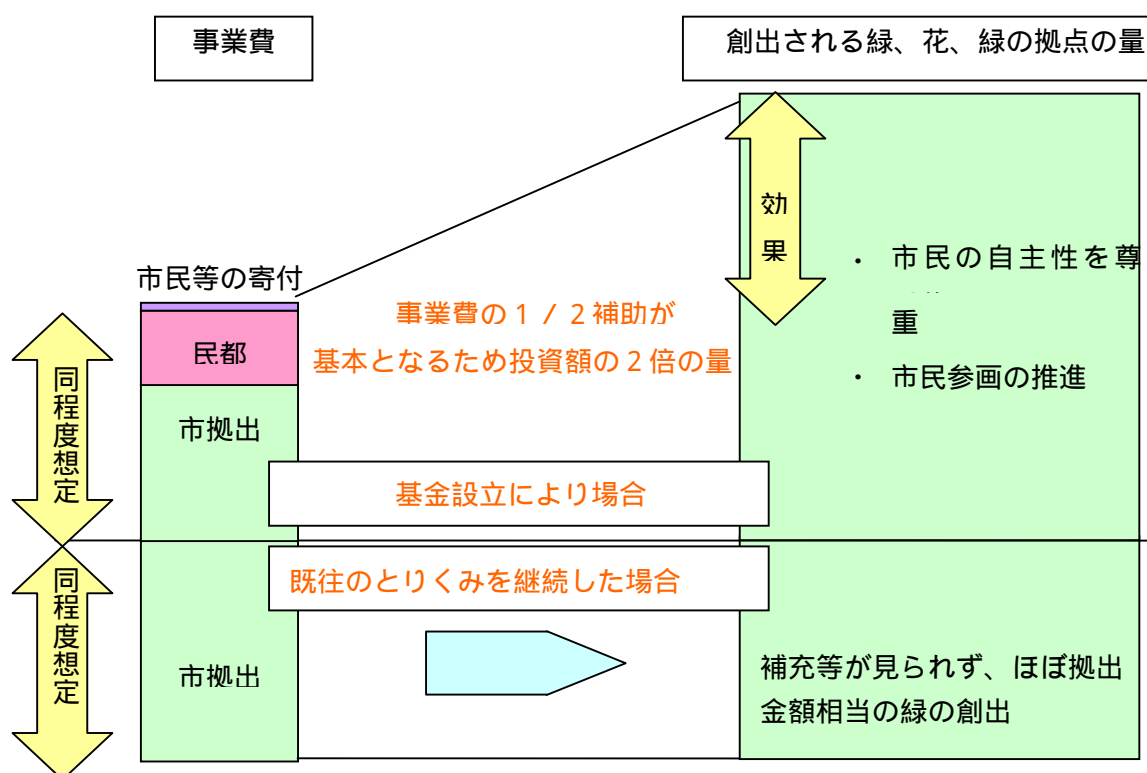
（受益と負担の適正化、やる気のある人を支援できる）

やる気のある市民・効果の高い事業に絞った助成ができる
検査制度を取り入れることで、助成効果の検証ができる
単年度予算の確保が容易になり、整備が短時間で進められる
市民からの提案により計画されるため、整備効果が向上する
地域、家族などの絆づくりへの期待

(2)「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設による緑化創出の効果

「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」では、最大1 / 2までの事業費を補助することとします。

さらに、市民、企業からの寄附や（財）民間都市機構からの出資金を加えることにより、従来市が拠出してきた事業費と同程度の拠出により、これまで以上の緑化の創出効果が期待されます。



助成額については、総事業費の1 / 2であるが、活動内容により上限額が定められることから、これ以上の事業量が確保される。

市民からの寄附が拡大することにより、基金の事業量は拡大する。

市民負担額の算定には、例えば緑化ボランティア活動を一定の算定式で評価するなど金銭による負担以外の負担の仕方にも柔軟に対応する。

「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」による
支援制度概要

1. 助成対象者、活動

(1) 助成対象

以下の団体を対象とします。

- ・ 秋田市に住む個人、市民のグループ
- ・ 秋田市内の町内会、婦人会など各種団体など
- ・ 秋田市内に事業所をもつ、法人、NPO 法人など

(2) 助成の対象となる活動

営利目的、宗教、政治、選挙に関する活動及び現に市の補助金等の助成を受けている活動以外で、「みんなでつなぐ みどりの健康文化都市」の実現に向けて、秋田市の身近な緑や広場づくりを行う活動とします。

たとえば、

1. 市街地での生垣づくり
2. 花壇づくり
3. オープンガーデンづくり
4. 身近な広場づくり
5. 地域コミュニティ拠点としてのオープンスペース、緑地、花壇づくり
6. その他身近な緑や花をいっぱいにする活動みんなが集まる広場づくり

などが考えられます。

(3) 助成対象となる事業経費

調査研究や団体活動のための支援ではなく、現に植樹や植栽、広場づくりなどを行い、緑や広場を増やす活動に対して、助成を行います。

| 経費科目 | 内 容 |
|---------|-------------------------------|
| 材料費 | 花苗、植木、種、肥料などの緑、花に関する購入費 |
| 工事費 | 施設整備費用、建設工事費等 |
| 消耗品費 | 資料、ちらし、ポスター等の用紙、材料費等 |
| 印刷製本費 | ボランティア募集、広報ポスター、資料等のコピー代、印刷費 |
| 通信運搬費 | 切手代、郵送料、電話・FAX 代、インターネット通信費など |
| 保険料、手数料 | 行事保険、ボランティア保険、各種申請手数料 |
| 委託費 | 調査費、設計委託費など |
| 備品整備費 | 事業実施に必要不可欠と認められる備品購入費 |
| その他諸経費 | その他の事業実施に必要な経費 |

(4) 助成対象となる事業期間

助成の交付が決定された日から、翌年の3月末まで。ただし、「みんなでつくる身近な緑の拠点部門（ハード部門）」については、翌々年の3月末日までとすることが可能です。

2. 助成内容及び助成部門

助成制度には、「身近なみどりと花いっぱい活動部門（ソフト部門）」と「みんなでつくる身近な緑の拠点部門（ハード部門）」の2つの部門を置きます。

より多くの団体、市民等への助成を実現するために、各年部門及びコースごとの助成予算額を定め、予算額のなかでの助成となります。

(A) 身近なみどりと花いっぱい活動部門（ソフト部門）

花壇の花植、シンボルとなる植樹など、まちなかの身近なみどりと花を増やすための活動に対して、助成を行います。

花苗、生垣のための支援コース

助成金額：対象事業経費で2万円あるいは総事業費の1/2のいずれか小さい方の金額

回数制限：1団体等年間1回まで(個人は基金に対して1回のみ)

助成対象：二人以上の市民グループ、団体、法人など(生垣は個人も可)

活動の例：あくまでも一つの例です。この他、市民の自発的な考え方によって、いろいろな活動ができます。

「町内の広場に花を植えたい。」「新築の家に生垣を作りたい」などの材料費など

花と緑いっぱい活動助成コース

助成金額：対象事業経費で5万円あるいは総事業費の1/2のいずれか小さい方の金額

回数制限：1団体年間1回まで

助成対象：二人以上の市民グループ、団体、法人など

活動の例：あくまでも一つの例です。この他、市民の自発的な考え方によって、いろいろな活動ができます。

「通学路に、フラワーポットを置いてきれいなまちにしたい」 など

(B) みんなでつくる身近な緑の拠点部門(ハード部門)

生垣、花壇づくり、身近な広場や住宅街のオープンガーデンなど、地域の公開された緑や広場、散策路づくりに対する活動に対して、助成を行います。

地域に安全と潤いを提供するみどりの拠点づくりコース

地域の避難路、通行などの危険性を回避するなど、地域の安全性に寄与するとともに、道路に面したブロック塀を撤去して、生垣を創造する活動や、個人の庭を公開して、オープンガーデンなどを作る事業に対して助成します。

助成金額:対象事業経費で10万円あるいは総事業費の1/2の
いずれか小さい方の金額

回数制限:1団体1回まで

助成対象:市民グループなど(生垣づくりについては個人も可能)

活動の例:

「ブロック塀を撤去して生け垣にしたい。」「隣のひとの庭をまとめて、地域人が集える開かれた庭を作りたい」など

地域に身近な緑の拠点づくりコース

地域のシンボルとして、緑豊かな居住地の創造、地域コミュニティの形成のために、身近な広場やオープンスペースを創造する活動に対して助成します。

助成金額:対象事業経費(設計、工事費など)で500万円あるいは総事業費の1/2のいずれか小さい方。(着手時に一部前払い金制度有り)

回数制限:1団体1回まで

助成対象:市民グループ、町内会、NPO、事業者など

活動の例:あくまでも一つの例です。この他、市民の自発的な考え方によって、いろいろな活動ができます。

「隣の空き地を、近所の方々に芝生の広場として提供したい。」

「団体が所有する土地を、身近な広場にしたい。」

「商店街の駐車場をポケットパークにしたい。」

「地域のシンボルとなる緑の散策路をつくりたい。」など

3. 申請時の審査

(1) 緑のまちづくり活動支援基金（仮称）委員会

「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」には、学識経験者や市民、市民活動団体、企業の代表などで構成される「緑のまちづくり支援基金（仮称）委員会」（以下 基金委員会）を設置します。

この基金委員会のもとに事業審査会が設立され、この事業審査会が以下の方法により、助成先および助成金額について審査を行います。

(2) 審査方法 / 審査基準

| |
|-------------------------------|
| (A) 「身近なみどりと花いっぱい活動部門(ソフト部門)」 |
| 花苗、生垣のための支援コース |
| 花と緑いっぱい活動助成コース |
| (B) 「みんなでつくる身近な緑の拠点部門(ハード部門)」 |
| 地域に安全と潤いを提供するみどりの拠点づくりコース |

| | | |
|------|---|---|
| 審査方法 | 書類審査を実施し、助成対象団体を決定します。 書類は、事業の目的や緑化内容について記述して頂き、審査会による審査と経費の妥当性について査定を行い、助成先および助成金額を決定します。 | |
| 審査基準 | 事業の独創性 | まだ類似の活動実績が少なく、新しい発想や視点、内容、方向性があるか。 ユニークさや工夫、新しいアイデアがあるか。 |
| | 事業の公益性 | 地域の緑化ニーズを的確に捉え、公益性の高い事業か |
| | 事業の実現性 | 団体の人材、体力から、事業計画に具体性、実現性、遂行性が認められるか。 |
| | 今後の発展性 | 活動の広がりや波及効果が期待でき、地域の緑化につながる事業か。 事業の実施により、緑化の継続性が期待できるか。 |
| | 費用の妥当性 | 自己資金の準備や予算の見積り、算出は適正か。 助成金の交付が、有益で質の高い事業展開につながるか。 |

(B)「みんなでつくる身近な緑の拠点部門(ハード部門)」

地域に身近な緑の拠点づくりコース

書類審査を通過した応募団体は、公開審査会（プレゼンテーション方式）に参加して頂きます。

| | | |
|---------------|---|---|
| 審査方法 | 事前の書類審査通過団体は、第1次公開審査を行い2次審査への通過団体を発表します。 第1次公開審査会では、事業の目的や企画内容についてプレゼンテーション(発表)を行って頂き、審査委員会による質疑応答と経費の妥当性について審査を行います。 第2次公開審査では、より詳細な設計図書や図面、見積り等を提出して頂き、必要に応じて現場見学会をふまえて審査を行います。 | |
| 審査基準 (第1次) | 上記Aコースの審査基準と同じ | |
| 審査基準 (第2次) | 実現性 | 土地建物所有者や地域関係者との合意形成がなされており、拠点整備が確実であるか。 各種法令、規則等との問題はないか。 |
| | 持続性 | 管理運営や維持管理など、拠点を活用した持続的な活動の展開体制がしっかり整っているか。 |
| | 発展性 | 事業内容が地域発展に貢献し多くの人に活用されるものであるか。 拠点整備をきっかけに地域の緑化活動が活性化し、他地域への波及性、好影響が見込まれるか。 |

(3)交付決定通知、助成金の給付

基金委員会より事業審査会の審査結果を各応募団体に通知します。

通知を受けた助成対象団体は、すみやかに所定の「助成金交付申請書」を提出してください。事業終了後（助成事業完了報告書提出後、1ヶ月以内）に助成金を給付します。

なお、(B)「みんなでつくる身近な緑の拠点部門(ハード部門)」 地域に身近な緑の拠点づくりコースの第1次審査通過団体には、第2次審査の必要経費（調査や設計費用等）として、5万円を上限に給付します。また、工事費、設計費などの申請者以外の民間等への委託が発生する場合は、申請金額の妥当性について、基金委員会において調査及び指示を行う場合があります。

(4)報告

活動報告

助成を受けた団体は、事業終了後すみやかに所定の「助成事業完了報告書」を提出して頂きます。

成果報告会

(B)「みんなで作る身近な緑の拠点部門」 地域に身近な緑の拠点づくりコースの助成を受けた団体は、公開の成果報告会(翌年3月の開催を予定)において、助成事業の発表をして頂きます。また、(A)「身近なみどりと花いっぱい活動部門」及び(B)「みんなで作る身近な緑の拠点部門」 地域に安全と潤いを提供するみどりの拠点づくりコースの助成を受けた個人、団体のうち、特徴的な活動を行った個人、団体においても、成果及び事例などの発表をお願いする場合があります。

報告会は、助成を受けた団体が、互いに活動の問題点や課題について話し合う情報交換の場となり、そこで他の団体の活動方法やアイデアを学習することによって、今後の活動をより充実させていくためのよい機会となります。また、まちづくりに関する専門知識や経験豊富な運営委員による情報提供やアドバイスを受けることができます。

また、次年度助成の説明会を合わせて行います。

報告会には、助成団体に限らず、どなたでも参加できます。まちづくりに関心のある方、自分も何かやってみたい、始めの一步を踏み出したいという方、是非ご参加ください。

(5)その他（助成金の返還、罰則）

助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部または一部を給付しない場合があります。

- 1． 助成対象となる事業が行えなくなったとき又は助成対象の要件を欠いたとき
- 2． 相当の理由がなく、応募内容と実施事業の内容が著しく異なるとき
- 3． 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが分かったとき

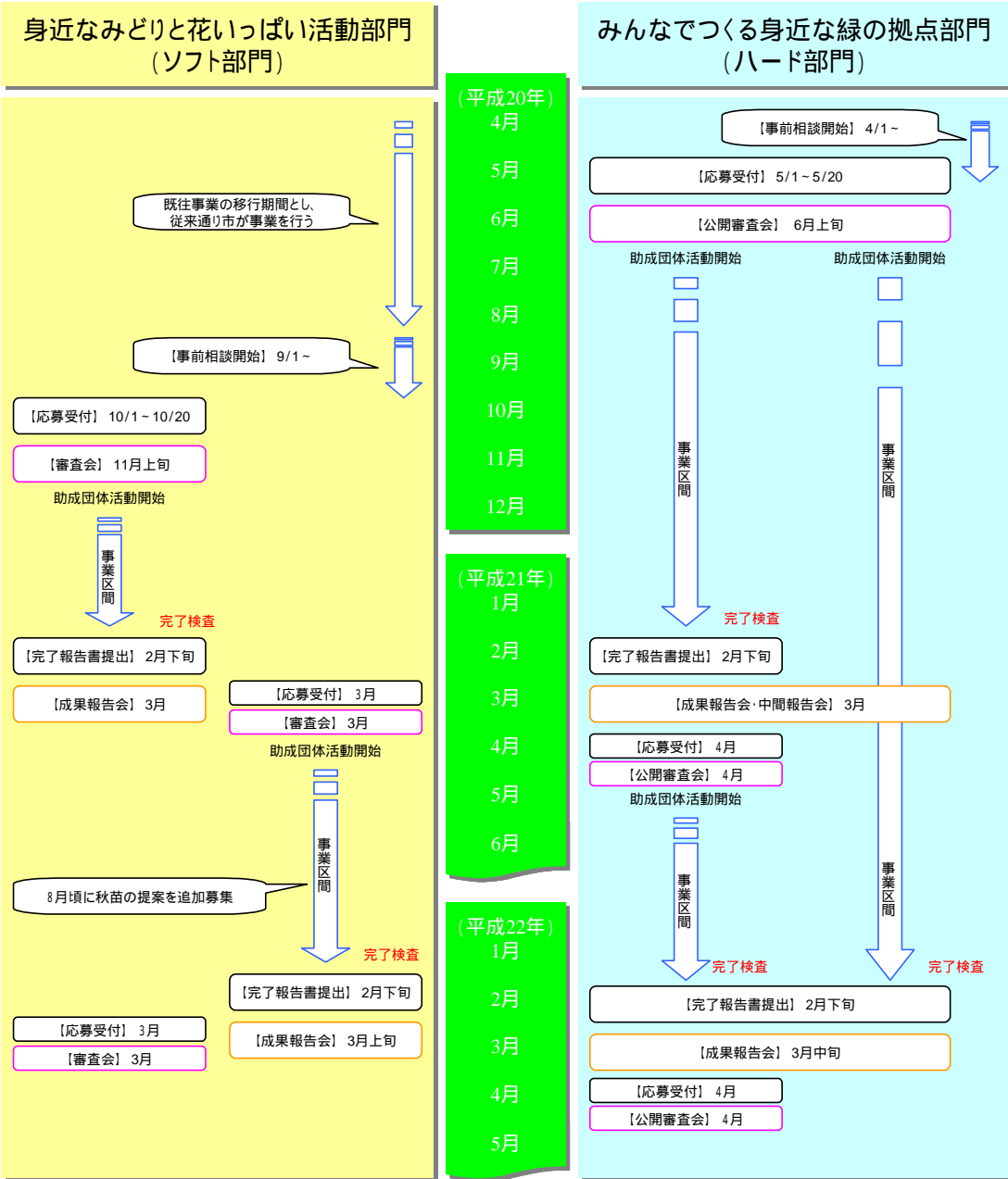
罰則規定

上記の1又は2により、助成金の返還の対象となった団体は、翌年から3年間、本助成金への応募できません。

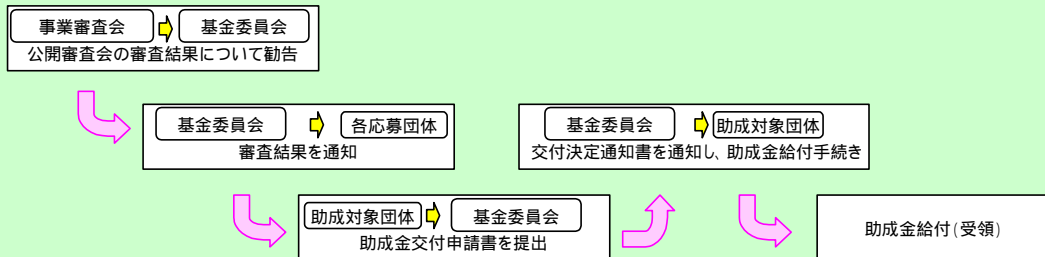
事業内容等の変更

事業内容に変更がある場合は「変更承認申請書」を提出し、承認を受けてください。また、団体の名称、所在地、代表者および代表者の連絡先等に変更が生じた場合は、「助成団体変更事項届出書」を必ずご提出ください。

4. 助成スケジュール及び助成金受付の流れ



助成金交付の手続き



他都市における事例

平成 17～18 年に、(財)民間都市開発推進機構から助成を受けた団体のうち、都市緑化に関わる助成制度を持つ事例を紹介します。

「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」の対象は、“身近なみどり”であり、都市緑化に関わる助成を行います。名古屋緑化基金、東京都都市緑化基金については、“身近なみどり”をつくる活動に対する助成を行っています。「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」の創設にあたっては、これらの事例を参考に調査・検討を行いました。

表 他都市における事例(緑に関わるもの)

| 基金等名称 | 名古屋緑化基金 | 東京都都市緑化基金 |
|-----------|---|---|
| 設立主体 | 名古屋しみどりの協会 | (財)東京都公園協会 |
| 開始時期 | 昭和58年4月 | 昭和60年7月 |
| 対象とする事業 | (1)生垣工事資金 (2)市民花壇・ふれあい花壇 (3)緑と花の景観地域事業 (4)みどりの文化財保護事業 (5)建物の屋上や壁面の緑化助成 | (1)「花壇・庭づくり活動支援」事業 (2)「街かど緑化支援」事業 (3)都立公園事業への参加協力に対する助成金 |
| 対象とする団体 | (1)個人・団体問わず (2)町内会・婦人会等の団体 (3)住民団体 (4)保存樹の所有者 (5)市街化区域において新たに屋上及び壁面緑化を行う人(事業者も含む) | (1)ボランティア団体、学校等 (2)施設を所有、管理する法人または個人 (3)財団法人東京都公園協会の公募に応募し参加協力をする都民、東京都の公募に応募し参加協力をする都民、自主的に参加協力をする都民 |
| 助成金額、補助率 | (1)新設の場合3,000円/m(上限6万円)、ブロック塀の撤去を伴う場合6,500円/m(上限13万円) (2)年2回花苗を配布 (3)記載無し (4)記載無し (5)市街化区域において新たに屋上及び壁面緑化を行う人(事業者も含む) | (1)初年度10万円、次年度以降5万円が上限 (2)200万円を上限とし、対象緑化事業の1/2 (3)1都民あたり、50万円が上限 |
| 審査方法、審査基準 | 審査は協会理事長が行う。 | 審査会が設置され、審査を行う。 |
| 報告義務、内容 | 事業内容の変更や事業の中止、完了に際しては、写真や領収書等の必要書類を提出しなければならない。 | 事業終了後、規定様式による報告書の提出が義務 |
| 基金の返還義務 | 事業内容の変更などにより、交付決定の条件に反することになる場合は返さなければならない。場合により、全額もしくは一部の返還となる。 | 特に記載なし |
| 特記項目 | (1)助成の条件として、既存の住宅等の敷地内で、道路沿いであること、生垣の延長が20m以上であること。 (2)化断面積が2㎡、またはプランターが10個以上であること。助成対象団体が植栽・管理を行うこと。5年間継続して取り組むこと。 | (3)について、被服代、旅費・交通費、備品、使用目的が限定できないもの、謝礼金、業者への委託代金、保険料等については、助成対象にならない。 |